

令和8年3月27日

丹波市議会議長 谷水 雄一 様

民生産建常任委員会

委員長 小川 庄策

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会において行った所管事務調査の結果について、別紙のとおり、丹波市議会規則第109条の規定により報告する。

1 調査事項

丹波市の視覚障がい者に対する制度に関する事項

2 調査の目的

令和7年11月7日に市民との意見交換会（井戸端スタイル）での「視覚障がい者に対する支援の在り方」についての意見から、「同行援護」及び「視覚障害者用拡大読書器の取り扱い」について調査を行った。

3 調査の経過

(1) 本件の経過

- ア 令和7年11月7日市民との意見交換会（井戸端スタイル）において、「視覚障がい者に対する支援の在り方」について意見を伺う。
- イ 令和7年11月17日議会運営委員会にて、民生産建常任委員会での取り扱いとされる。
- ウ 令和7年12月9日民生産建常任委員会において、「丹波市の視覚障がい者に対する制度に関する事項」を所管事務調査として決定する。
- エ 令和7年12月16日民生産建常任委員会において、今後の取扱いについて委員間協議を行う。
- オ 令和7年12月24日第143回定例会において、「丹波市の視覚障がい者に対する制度に関する事項」を閉会中の継続審査事項として決議する。
- カ 令和8年1月20日民生産建常任委員会において、課題整理について委員会協議を行う。
- キ 令和8年2月2日民生産建常任委員会において、市当局から丹波市の視覚障がい者に対する制度について聞き取り調査を実施する。
- ク 令和8年3月3日民生産建常任委員会において、委員会調査報告書（案）を提案・協議・確認する。
- ケ 令和8年3月27日委員会調査報告書を提出する。

(2) 市当局からの聞き取り内容

- ア 「丹波市の視覚障がい者に対する各種施策」について
 - (ア) 丹波市における視覚障害者に対する各種施策（①同行援護、②補装具費支給、③丹波市障害者日常生活用具費支給事業、④福祉送迎サービス事業（おでかけサポート）、⑤丹波市障がい者スポーツ・レクリエーション教室、⑥生活訓練事業、⑦点字・声の広報等発行事業、⑧図書館の利用、⑨丹波青い鳥学級、⑩NHK放送受信料の免除、⑪有料道路通行料金の割引、⑫税金の控除・免除、⑬兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付、⑭ヘルプマーク・ヘルプカード、⑮公

公共交通機関の利用料金の割引)の中から、特に意見交換会で意見のあった①「同行援護」と③「障害者日常生活用具費支給事業」における「視覚障害者用拡大読書器」の取扱いについて聞き取りを行う。

イ 視覚障がい者の外出に係る「同行援護」と「訪問介護」の違いについて

(ア) 制度について

「同行援護」は、障害福祉サービス（障害者総合支援法）

「訪問介護」は、介護保険サービス（介護保険法）

(イ) サービス内容について

「同行援護」は、①通院、②買い物、③余暇活動の社会参加、④社会生活上必要不可欠な外出（官公庁、選挙、金融機関等）

「訪問介護」は、①通院、②買い物

(ウ) 対象者について

「同行援護」は、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者（児）

「訪問介護」は、要介護・要支援認定者

(エ) 利用年齢区分について

「同行援護」は、主に65歳未満（ただし、支援内容により65歳以降の継続利用あり）

「訪問介護」は、65歳以上（40歳～64歳の介護保険第2号被保険者を含む）

(オ) 各種制度との関係

「同行援護」は、介護保険優先の原則により、①障害福祉サービスと介護保険で支援内容が重複する場合、原則として介護保険サービスを優先して利用、②ただし介護保険の要介護認定が非該当の場合、同行援護利用可、③障害福祉サービスの「サービス等利用援助計画」に基づきサービス提供する。

「訪問介護」は、介護保険の「ケアプラン」に基づきサービスを提供する。

(カ) 利用者負担について

「同行援護」は、サービス利用料の1割（所得に応じた負担上限額あり）

「訪問介護」は、サービス利用料の原則1割（利用者負担を軽減する制度あり）

(キ) 市内事業者数

「同行援護」は、1事業所（丹波市社会福祉協議会）

「訪問介護」は、10 事業所

(ク) 課題

- a 従事者は、福祉の専門的な資格が必要。
- b 同行援護を利用中の方が 65 歳に到達し、介護保険サービスへ移行する際、障害福祉サービスでは無料（住民税非課税世帯）であったケースでも、介護保険では原則 1 割の自己負担が発生するため、経済的な負担が増加する場合がある。

(ケ) 課題解決に向けた取り組み

- a 丹波市では、令和 4 年度に「丹波市福祉人材確保対策会議」が設置され、福祉分野全般における「地域を支える福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組方策」を策定され、必要なサービスが提供できる取り組みを進めている。
- b 介護保険は、「40 歳以上の国民全員が払う保険料」と「公費（税金）」を財源とする社会保険方式であり、高齢に伴うリスクを社会全体で分かち合う制度となっている。視覚障がい者も 65 歳以上になると「障がい者」の枠組みを超え、高齢者として共通のサービスを利用する公平な仕組みではあるが、介護保険移行後に介護の必要性が高い方は、高額介護サービス費等の利用者負担軽減制度により、経済的な負担軽減を行っている。

ウ 日常生活用具支給事業における視覚障害者用拡大読書器の取扱いについて

- (ア) 用途については、画像入力装置を読みたいものの上に置くことで簡単に拡大された画像の文字等をモニターに映し出すもの
 - (イ) 基準単価は、198,000 円／台（令和 7 年度現在）
 - (ウ) 負担限度額は、基準単価または商品見積額のどちらか低い額の 1 割を負担（ただし、市町村民税所得割の額により上限額が設定されている）
- (エ) 課題
- a 物価や資材の高騰により、用具自体の価格も高騰している。
 - b 日常生活用具の対象種目や支給条件、基準単価は各自治体で決められており、地域差が生じている。

(オ) 課題解消に向けた取組

丹波市では、2 年に 1 回、基準単価の見直しや種目の追加検討を行っている。

その方法は、近隣 6 市町（丹波篠山市、朝来市、西脇市、三田

市、多可町、福知山市)の基準単価を調査した上で、丹波市のルールに基づいて見直しを行っている。

なお、「視覚障害者用拡大読書器」については、上記調査の結果を経て、令和8年度から基準単価を「198,000円」から増額する予定であった。

4 調査結果

令和7年11月7日市民との意見交換会(井戸端スタイル)において、「視覚障がい者に対する支援の在り方」について意見を伺い、所管事務調査として調査を行った。民生産建常任委員会では、視覚障がい者の外出に係る「同行援護」と「訪問介護」についてと、日常生活用具支給事業における「視覚障害者用拡大読書器」の取扱いの2点について、市当局へ説明を求めた。

視覚障がい者の外出に係る「同行援護」と「訪問介護」の違いについては、「同行援護」は、障害福祉サービス(障害者総合支援法)であり、「訪問介護」は、介護保険サービス(介護保険法)であり、そもそも取り扱う制度が違っている。また、サービスの内容においても、「同行援護」は、①通院、②買い物、③余暇活動等の社会参加、④社会生活上必要不可欠な外出(官公庁、選挙、金融機関他)であり、「訪問介護」は、①通院、②買い物のみとなっている。

対象者については、「同行援護」は、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者(児)であり、「訪問介護」は、要介護・要支援認定者であった。

利用年齢区分については、「同行援護」は、主に65歳未満(ただし、支援内容により65歳以降の継続利用あり)であり、「訪問介護」は、65歳以上(40歳~64歳の介護保険第2号被保険者を含む)である。

各種制度との関係は、「同行援護」は、介護保険優先の原則により、①障害福祉サービスと介護保険で支援内容が重複する場合、原則として介護保険サービスを優先して利用、②ただし介護保険の要介護認定が非該当の場合、同行援護利用可、③障害福祉サービスの「サービス等利用援助計画」に基づきサービスが提供されるのに対し、「訪問介護」は、介護保険の「ケアプラン」に基づきサービスを提供される。

また、利用者負担については、「同行援護」は、サービス利用料の1割(所得に応じた負担上限額あり)であり、「訪問介護」は、サービス利用料の原則1割(利用者負担を軽減する制度あり)となっている。

課題としては、従事者は、福祉の専門的な資格が必要であり、同行援護を利用中の方が65歳に到達し、介護保険サービスへ移行する際、障害福祉サービスでは無料(住民税非課税世帯)であったケースでも、介護保険では原則1割

の自己負担が発生するため、経済的な負担が増加する場合がある。

課題解決に向けた取り組みは、①丹波市では、令和4年度に「丹波市福祉人材確保対策会議」が設置され、福祉分野全般における「地域を支える福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組方策」を策定され、必要なサービスが提供できる取組みを進められていた。②介護保険は、「40歳以上の国民全員が払う保険料」と「公費（税金）」を財源とする社会保険方式であり、高齢に伴うリスクを社会全体で分かち合う制度となっている。視覚障がい者も65歳以上になると「障がい者」の枠組みを超え、高齢者として共通のサービスを利用する公平な仕組みではあるが、介護保険移行後に介護の必要性が高い方は、高額介護サービス費等の利用者負担軽減制度により、経済的な負担軽減を行っていた。

日常生活用具支給事業における視覚障害者用拡大読書器の取扱いについては、画像入力装置を読みたいものの上に置くことで簡単に拡大された画像の文字等をモニターに映し出すものであり、視覚に障がいのある方にとっては、なくてはならない日常生活用具である。丹波市の基準単価は、「丹波市障害者日常生活用具費支給事業実施要綱」により、198,000円/台（令和7年度現在）とされており、負担限度額は、基準単価または商品見積額のどちらか低い額の1割を負担（ただし、市町村民税所得割の額により上限額の設定あり）であった。

今回の調査における課題として、物価や資材の高騰により、用具自体の価格が高騰していること及び日常生活用具の対象種目や支給条件、基準単価は各自治体で決められており、地域差が生じていることであった。

課題解消に向けた取り組みとしては、丹波市では、2年に1回、基準単価の見直しや種目の追加検討を行っている。その方法は、近隣6市町（丹波篠山市、朝来市、西脇市、三田市、多可町、福知山市）の基準単価を調査した上で、丹波市のルールに基づいて見直しを行っていた。なお、「視覚障害者用拡大読書器」については、上記調査の結果を経て、令和8年度から基準単価を「198,000円」から増額する予定とのことであった。

しかし、2年に1回、基準単価の見直しや種目の追加検討を行うことは必然と考えるが、近隣6市町の基準単価を調査した上で丹波市のルールに基づいて見直しを行うとのことであったが、近隣他市町で基準価格が変更されるまで丹波市では基準単価の見直しが行われないことになる。そのような状況では、急激な物価高騰時における基準単価の見直しにタイムラグが生じてしまい、必要な日常生活用具費の支給事業が対応できないことを危惧する。

よって、近隣他市町の調査も必要ではあるが、社会情勢の急激な変化時には、丹波市独自の価格調査により基準単価の見直しの必要性も付け加えておきたい。